

平成 3 1 年度予算編成方針

1 日本経済の状況及び国の動向

日本経済は、5年半に及ぶアベノミクスの推進により、企業部門の改善が家計部門に広がり、経済の好循環が進展する中で緩やかに回復している。また、今後についても、雇用・所得環境が更に改善し、個人消費や設備投資など民需を中心とした景気回復が一層期待されている。

国の平成 31 年度予算の概算要求は、「骨太の方針 2018」で示されたとおり「新経済・財政再生計画」の枠組の下、引き続き本格的な歳出改革に取り組み、施策の優先順位を洗い出し、無駄を徹底的に排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することを基本方針としている。

地方財政における一般財源総額（水準超経費を除く）は、60.8 兆円（対前年度比 0.8%増）と平成 30 年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する概算要求が行われており、地方交付税については財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとされている。

2 本市の財政見通し

山陰の景気は、個人消費には弱い動きがみられるものの、生産活動に持ち直しの動きがみられ、設備投資が増加し、雇用情勢も引き続き改善傾向にあるなど、基調としては緩やかな回復を続けているとされている。平成 30 年度の市財政は、個人市民税や固定資産税の増収により、当初税収の見込は確保できる見通しではあるが、公共施設やインフラ設備の維持補修費や扶助費の増大に加え、地方創生を更に進める施策展開など、歳出の増への対応に迫られており、厳しい財政運営が続いている。

平成 31 年度の本市の一般財源は、地方交付税の合併算定替えの縮減が 5 年目となり、約 3 億円の減額（平成 27 年度からの累計で約 20 億円の減額）が予定されるなど、引き続き大幅な財源不足が見込まれている。

こうした中、新庁舎や南学校給食センター、まがたま学園建設など大規模ハード事業の本格化により、投資的経費に伴う負担が増加する状況となっているが、「総合戦略」に基づく地方創生の取組は「共創」の手法を用いながら、着実に実施を続けていかなければならない。こうした財源を生み出すためにも、事業の効果を見極めた上、大胆な見直しを行っていく必要がある。

したがって、国の予算編成と同様、歳出は徹底した見直しを基本とし、消費税率引き上げに伴う景気対策に係る国の動向には注視しながら、公共施設の適正化などの行財政改革を一層進め、地方債残高の縮減による公債費負担の軽減を継続し、財政の健全化と財源の重点配分により、将来を見据えた予算編成を行うこととする。

3 予算編成の基本的な考え方

(1) 予算の優先的・重点的な配分

「松江市まち・ひと・しごと創生《第一次総合戦略》」に掲げられた事業については、優先的・重点的な予算配分を行う。

ただし、財源には限りがあるため、事業の効果・予算の効率性を熟考の上、要求を行うこと。（※既存事業は成果を検証し、費用対効果を見極めた上で効果の少ない事業は抜本的な見直しを行うこと。）

【対象事業】

- ・松江市まち・ひと・しごと創生《第一次総合戦略》該当事業
- ・オータムレビュー検討事業
- ・プロジェクト会議検討事業

(2) 自立した財政運営を目指した行財政改革

平成 27 年度から地方交付税の合併算定替えの縮減が始まり、地方交付税の大幅な減少がピークを迎える中、厳しい予算編成を余儀なくされている。また、国においても、政策効果の乏しい事業は徹底して削減し、効果の高い事業に転換することで予算の質を高めることとされており、国庫補助金等についても、厳しい国の財政状況の中であって、総額削減も懸念される状況である。

本市の中期財政見通しにおいては、歳入の減少と増え続ける社会保障費、公共施設の老朽化に伴う大規模整備事業費等により財政状況は厳しさを増す一方であり、より一層の財政健全化に向けた取組が必要となっている。従って、職員一人ひとりがコスト意識を持ちながら、特に効果の薄い事業のスクラップを積極的に行うなど、不断の行財政改革に取り組み、自立した財政運営を目指していかなければならない。

(3) 国の動向について

消費税率の引き上げが予定される中、社会保障施策や需要変動対策など国の動向について注視し、新たな施策や制度変更などに関する情報を的確に把握し、予算編成過程の中で柔軟に対応できるように努めること。

4 予算編成の留意事項

予算要求にあたり、下記事項に特に留意願いたい。

(1) 総合戦略該当事業における予算要求について

総合戦略該当事業は、人口減少社会に対する危機意識を職員一人ひとりが認識し、従来の価値観にとらわれることなく、できることから速やかに取り組む姿勢が重要である。

特に平成 31 年度は第一次総合戦略の計画最終年度にあたるため、該当事

業については KPI の達成状況を十分に分析し、施策の効果がより高まるよう努めること。

加えて、「共創」の理念のもと、実施スケジュールや経費負担、実施主体の責任・役割などについて関係団体等との調整を十分に行った上で要求を行うこと。

(2) 各種統計データに基づいた効果的な予算要求について

事業を実施する目的を明確にした上で、各種統計データを分析・活用し、効率적・効果的な施策となるよう予算要求を行うこと。

(3) 事業効果の明確化

松江市の未来へ投資する事業を優先的に予算化する。

行政マネジメントシステム（かなび）を活用し、PDCAサイクルに基づき、全ての事業において事業効果を明確にすること。また、事業効果をよく検証し、事業費に見合った効果が生じないものは、事業の廃止を含めた抜本的な見直しを行うこと。

（かなびで作成する「主要事業調書（予算要求資料）」は、市長査定資料として活用する。）

(4) 不要な事業のスクラップの徹底

限られた財源の中で予算を編成し、新規施策や重点施策に取り組むためには、既存事業の見直しが不可欠である。上記(3)で述べた事業効果の検証に基づき、効果の薄い既存事業は積極的にスクラップしていくことで、真に必要な事業の財源を自ら捻出すること。

また、予算を伴わない事業や早急な廃止が困難な事業であってもスクラップの可能性を検討し、事務負担や後年度の財政負担の軽減につなげていくこと。

※以下に掲げる内容を中心に、積極的に事業をスクラップすること。

- ① 「(3) 事業効果の明確化」において事業効果のあがらないもの
（予算を伴わない事業も含む）
- ② 平成 30 年度当初予算において「廃止・縮小検討」として内示した事業、及び、二次予算要求時に「優先度 C」とした事業
- ③ 「事務事業見直し対象事業一覧」（行政改革推進課所管）掲載事業

(5) 中核市としての事務事業に関する経費

中核市として実施する事務事業費については、「松江市中核市移行基本計画」の財政影響に見込んだ内容を基本に、平成 30 年度の執行状況を踏まえ、関係部署または関係機関と協議・調整の上、必要経費を精査して要求を行うこと。

(6) 決算特別委員会審査意見の参照

決算特別委員会審査意見（別添資料 14）を参照し、必要な見直し等を行った上で予算要求すること。

(7) 類似施策等の重複・排除、大胆な見直し

総合戦略における同一プロジェクト事業など各部局が連携して取り組むべき施策については、縦割りの考え方にとらわれることなく、関係課での連絡調整を密に行い、要求内容を整理・統合し、効率的・効果的な事業実施が可能な予算要求を行うこと。

(8) 将来負担の軽減

今後の安定的な財政運営のため、財政指標の改善、普通建設事業の平準化、市債・臨時財政対策債の発行抑制、繰上償還に取り組むこととする。

(9) 非正規職員（臨時・嘱託職員・パート等）の適正化

非正規職員が従事する業務を十分に把握した上で、業務の効率化に努め、非正規職員の人数、任用期間及び任用形態を検証し、適正な人員配置に基づき要求すること。

(10) 公共施設のあり方

公共施設にかかる管理運営費や老朽化等による維持補修費が財政を圧迫する事態となっている。「公共施設適正化基本計画」に基づき、効率的な運営管理を検討するとともに、公共施設としての必要性や施設の統廃合、あるいは集約化・複合化・長寿命化を含めた再編の可能性等も十分検討した上で予算要求を行うこと。

なお、適正化方針が未定の施設にあっても、施設運営の効果が極端に少ないものは当面休止とするなど、出来る限りコスト削減に努めること。

(11) 特別会計及び公営企業会計に関する事項

特別会計の予算要求及び公営企業会計の予算原案の作成にあたっては、一般会計に準じて行うこととし、当該会計設定の趣旨にのっとり、経営改善の徹底、諸料金の適正化に努め、健全経営の確立を図ること。

一般会計からの繰入金や補助費等に関する事業費は、総務省が定める繰出基準を原則として、独自ルール分は見直すこと。また、基準内繰出においても、収支状況や経営プラン等を踏まえ、適切な額を要求すること。

(12) 目的税の明確化

入湯税や都市計画税などの目的税は、特定の目的を達成するため課税されていることから、その用途を明らかにすることを方針としている。

(13) 有効な特定財源活用の徹底

国県補助金や財政措置上有利な起債、特定目的基金の充当、活用可能な諸収入等を研究し、事業を行うための財源を確保すること。

国及び県の補助事業等については、関係機関と連携を密にするなどの確な情報収集に努め、漏れがないよう徹底すること。また、国や県の予算削減に伴い、補助事業が廃止または縮減されたものについては、事業の必要性・効果を改めて検証し、一般財源で肩代わりすることの無いよう、原則として事業の見直しを行うこと。

(14) 外郭団体に関する事項

市が人的、財政的関与を行っている外郭団体については、財政健全化法の対象となることに留意し、積極的かつ計画的に市関与の見直しを進めること。

また、団体の組織・人員のあり方を検討し、団体が真に必要な事業を行っているか、財政的自立のための経営努力を行っているかなどの観点から、市の財政支出の見直しを行うこと。

(15) 事業計画等の調整

事業計画の策定にあたっては、総合計画の実施計画及び各種事業計画（プラン）に留意しつつ、体系的、計画的に行うこと。

(16) 消費税率引き上げの反映

平成 31 年 10 月 1 日から消費税率が引き上げられる予定であることを踏まえ、歳入・歳出ともに適切に見込むこと。

(17) 使用料及び手数料の見直し

平成 30 年度に料金改定を行ったものについては、歳入予算要求において適切に見込むこと。また、改定を予定していない料金についても、「公共施設使用料設定の基本方針」に基づき、受益者負担の適正化の観点から、実現可能なものから使用料及び手数料を見直すこと。

（消費税率引き上げに伴う料金改定が必要なものについては、速やかに改定準備を進め、予算要求に反映させること。）

(18) 改元に伴う情報システム改修等への対応

平成 31 年 5 月 1 日から新元号が施行されることに伴い、新年度において情報システム改修等が必要となる場合は、円滑に移行するよう効率的・経済的な改修費用を算出の上、予算要求すること。

(19) 固定資産台帳の活用

平成 28 年度決算分から地方公会計制度に基づく財務諸表を作成しており、固定資産台帳の整備を行った。各課で所管する資産については、この固定資

産台帳を十分活用し、投資、更新、維持補修等の予算要求を行うこと。
(固定資産台帳は、ファイル管理－財政課－公会計に掲載。)

予算要求基準の設定

平成 31 年度は、以下の基準により要求すること。

<基本的要求基準>

I 【重点的事業】 ※一般財源で 2 億円を準備

重点的事業は、所要額を要求とする。

- ① 新規事業
- ② 継続事業（財政課指定事業のみ）

重点的事業は、以下の全てを満たす事業とする。

- ・「松江市まち・ひと・しごと創生《第一次総合戦略》」該当事業
- ・オータムレビュー検討事業
- ・プロジェクト会議検討事業

※ただしハード事業は、中期財政見通しで示す事業及び事業費（起債額・一般財源額）の範囲内で要求すること。

※重点的事業以外の新規事業は、既存事業のスクラップ等による調整を行い、平成 31 年度予算編成一般財源配分額の範囲内で要求すること。

II 【中核市関連事業（保健所関連事業を含む）】

平成 30 年度の執行状況を踏まえて必要経費を精査し、関係部署または関係機関と協議・調整の上、各部局へ示す配分額とは別に、所要額を要求すること。（「松江市中核市移行基本計画」の財政影響で見込んだ内容を基本とする。）

III 【既存事業】

- ① 以下の対象事業については、平成 31 年度予算編成一般財源配分額の範囲内での要求とし、部局内で調整を行い厳守すること。

・ハード事業
・ソフト事業
・扶助費
・特別会計繰出金
・施設等管理運営費
・その他経常的経費

※ただしハード事業は、中期財政見通しで示す事業及び事業費（起債額・一般財源額）の範囲内で要求すること。

※H30 年度に重点的事業として要求した事業を H31 年度も継続して要求する場合は、原則として臨時的経費（ハードまたはソフト事業）として一般財源配分額の範囲内で要求すること。

- ② 平成 30 年 8 月 3 日付け財第 63 号「平成 31 年度当初予算編成に向けた準備作業について（通知）」により回答した「当初予算見直し調書」において、平成 30 年度当初予算より減額可能とした事業については、必ず減額要求すること。

また、平成 30 年 9 月 26 日付け行第 97 号「事務事業見直しの対応について（依頼）」における「事務事業見直し一覧」に掲載されている事務事業については、必ず見直し検討を行い、予算要求に反映させること。

上記内容を反映させてなお、平成 31 年度予算編成一般財源配分額を超える場合は、部局内にて再度の見直し・調整を行い、要求額を抑制すること。

- ③ 公債費及び人件費は、所要額を要求すること。
- ④ 公営企業繰出金は、総務省が定める繰出基準を原則として、独自ルール分は見直すこと。また、基準内繰出においても、収支状況や経営プラン等を踏まえ、適切な額を要求すること。

IV【優先度の設定】

二次予算【臨時的経費（ハード事業、ソフト事業）】の要求については、事業毎に優先度の高いものから A、B、C の区分けを行い要求すること。ただし、区分が偏ることの無いよう、各部局内の要求事業件数に対して以下の割合を基本に区分けすること。

〔 A : 3 割
B : 5 割
C : 2 割

※参考

＜要求前各部ヒアリングの実施＞

8 月に実施した「平成 31 年度当初予算編成に向けた準備作業」の各部回答をもとに、財政課による要求前ヒアリングを実施する。（別途通知済）

新規事業及び既存事業の一般財源増大については、相当額の削減または財源無しでは認められないので、要求までに部局内で再検討を行うこと。

＜予算査定基準＞

予算要求基準に基づいた要求後でも、なお大幅な歳入減が見込まれるため、事業効果や優先度に基づき、事業廃止も踏まえて歳入歳出が均衡になるまで査定を行う。

そのためにも、事業効果や優先度は明らかにすること。

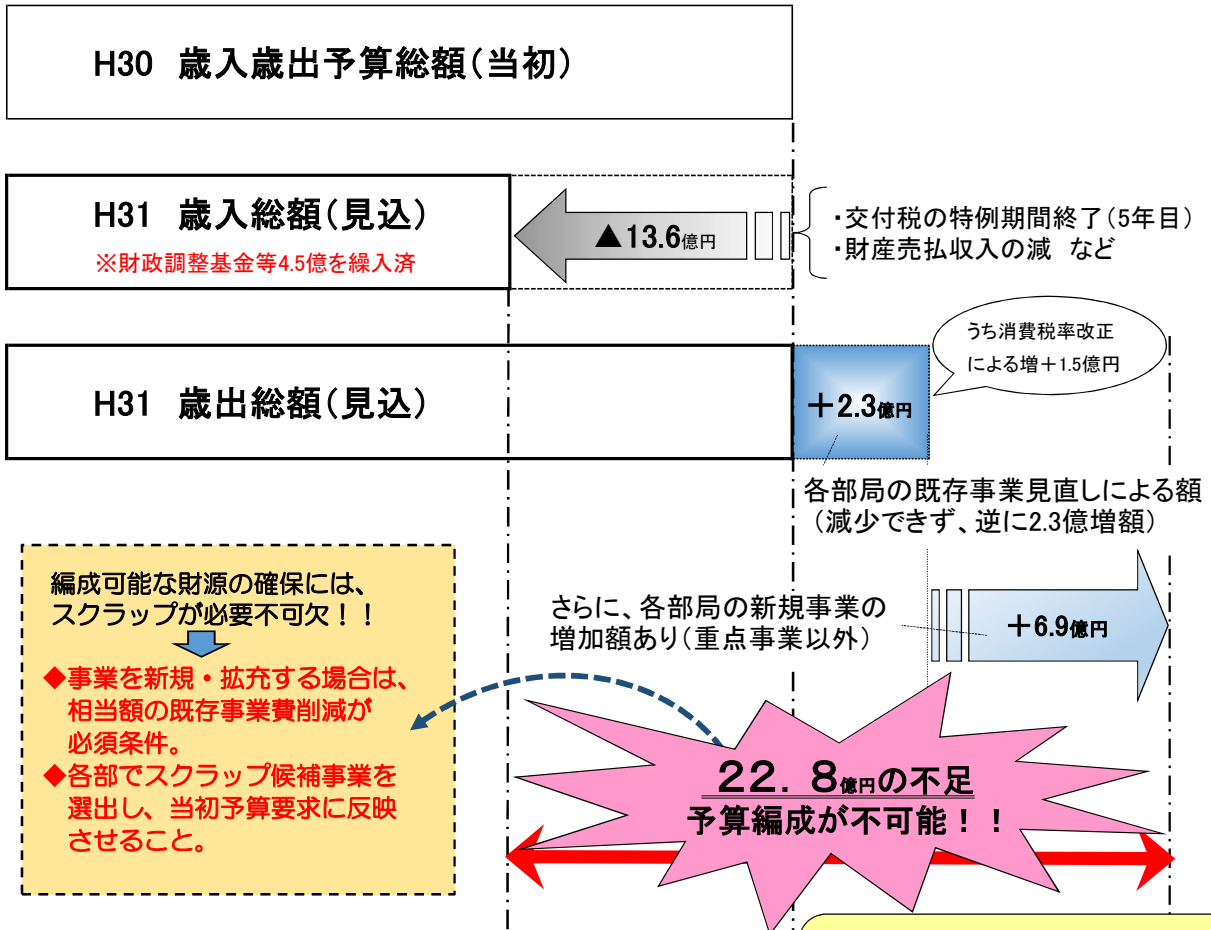
平成31年度予算編成イメージ

【重点的事业(別枠)】

区 分	事 業 種 別	財 源
重点的事业	・ハード事業 ・ソフト事業	地域振興基金繰入により 2.0億円 を確保

※新規事業または
財政課指定事業のみ

【既存事業・新規事業(重点以外)】



<当初予算編成の取組>

